

令和7年9月29日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社小又建設

青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4

2 指名停止期間

令和7年9月29日 ～ 令和7年10月28日（1ヵ月）

3 指名停止の理由

株式会社小又建設の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、福島県猪苗代警察署に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで逮捕され、同年7月23日に福島地方検察庁会津若松支部に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で起訴された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手 方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：課長補佐